

# 会 議 記 録

会議名称		第 7 回 杉 並 区 環 境 審 議 会	
日 時		平成14年7月19日(月) 14時30分～17時00分	
場 所		杉並区役所 第5、第6会議室	
出席者	委員	丸田会長、山田副会長、横倉委員、くれまつ委員、花形委員、長津委員、本橋委員、岩橋委員、浅岡委員、高橋委員、秋田委員、山室委員、鈴木委員 <span style="float: right;">(13名)</span>	
	区 側	環境清掃部長、環境課長、環境清掃部副参事、開発・調整担当課長、都市計画課長、建築課長、公園緑地課長、	
		公害対策係長、公害指導担当係長、みどりの係係長、	
傍聴者数		3名	
配布資料	事 前	第6回会議記録 (案)	資料 1
	当 日	環境先進都市を目指して 公害等調整委員会の原因裁定について 桃井三丁目用地にかかる今後の地下水浄化対策について 杉並区地域省エネルギービジョンの策定について(報告) 「(仮称)杉並区みどりの基金検討会報告書」について(報告) 一定規模以上の開発事業等の報告(建築物の建設) (仮称)新中野プロジェクト開発行為の概要 (仮称)新中野プロジェクト新築工事に係る緑化計画 (宗)西方寺増築工事に係る緑化計画 学校法人高千穂学園増築工事に係る緑化計画	資料 2 資料 3 資料 4 資料 5 資料 6 資料 7 資料 8 資料 9 資料 10 資料 11
会議次第	<p>1 第7回環境審議会</p> <p>(1) 人事異動による新職員紹介</p> <p>(2) 第6回会議記録の確認</p> <p>(3) 一般報告事項</p> <p style="padding-left: 20px;">環境先進都市を目指して</p> <p style="padding-left: 20px;">公害等調整委員会の原因裁定について</p> <p style="padding-left: 20px;">桃井三丁目用地にかかる今後の地下水浄化対策について</p> <p style="padding-left: 20px;">杉並区地域省エネルギービジョンの策定について(報告)</p> <p style="padding-left: 20px;">「(仮称)杉並区みどりの基金検討会報告書」について(報告)</p> <p>(4) 一定規模以上の開発等に関する報告事項</p> <p style="padding-left: 20px;">(仮称)新中野プロジェクト</p> <p style="padding-left: 20px;">(仮称)新中野プロジェクト開発行為の概要</p> <p style="padding-left: 20px;">(仮称)新中野プロジェクト新築工事に係る緑化計画</p> <p style="padding-left: 20px;">(宗)西方寺増築工事に係る緑化計画</p> <p style="padding-left: 20px;">学校法人高千穂学園増築工事に係る緑化計画</p>		

<p style="text-align: center;">会議次第</p>	<p>(5) その他  レジ袋削減推進組織図  杉並環境講演会</p> <p>(6) 次回日程</p>
<p style="text-align: center;">会議の内容  および  主要な発言</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第6回会議記録の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認。</li> </ul> </li> <li>2 環境先進都市を目指して <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体系図をつけてもらうと分かりやすい。</li> <li>・ いままでの杉並の都市計画はどうであったか、今後どうすべきかが必要。</li> <li>・ 水循環が大事なので含めては。</li> </ul> </li> <li>3 公害等調整委員会の原因裁定について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者に対する都などの対応は。</li> </ul> </li> <li>4 桃井三丁目用地にかかる今後の地下水浄化対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土のほうを監視する必要があるのでは。</li> </ul> </li> <li>5 杉並区地域省エネルギービジョンの策定について（報告） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車の排ガスの削減計画も入るのか。</li> </ul> </li> <li>6 「(仮称)杉並区みどりの基金検討会報告書」について（報告） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役所としての出資、民間事業者からの計画は。</li> </ul> </li> <li>7 一定規模以上の開発等に関する報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告をうけた。</li> </ul> </li> <li>8 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告をうけた。</li> </ul> </li> <li>10 次回日程 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7月30日(火) 10時00分から。</li> </ul> </li> </ol>

第7回環境審議会発言要旨 平成14年7月19日(金)

発言者	発言要旨
環境課長	<p>第7回 杉並区環境審議会            今回からお二方に委員の交替がありましたので、委嘱状をお渡ししたいと思います。            (環境部長より委嘱状交付)            (新委員より挨拶)</p>
会長	<p>資料の確認。</p>
会長	<p>「第6回会議記録(案)」について、よろしいですか。            では、「案」をとらせていただきます。</p>
会長	<p>議事にはいります。</p>
環境課長	<p>資料 3、資料 4、資料 5 を一緒に説明していただき、1つずつ議論いたします。            ご承知のとおり、杉並中継所にかかわる健康被害原因裁定申請事件が、平成9年5月に申請されておりましたが、その後20回の審問を経て、本年6月26日に公害等調整委員会の原因裁定がありました。このことについては、公害紛争処理法の規定に基づき、公害等調整委員会から杉並区長宛に通知があり、それを受けて杉並区長のほうから談話を発表しましたので、併せてご報告をさせていただきたいと存じます。            資料 - 3 により説明。            1頁の主文、「別紙申請人目録1記載の申請人について」とありますのは、全部で18名の方から申請がありましたが、そのうち14名の方についてという意味です。            主文の2項目は、簡単に申しますと、「主文」の1の論旨に従いますと、平成8年9月以降の健康被害については、申請人の主張が棄却されたということです。したがって、それについては中継所が原因ということは認定されなかったということです。</p>
環境課長	<p>資料 - 4 については、「桃井3丁目用地」と言っていますが、桃井にある日産自動車荻窪事業所の跡地です。この跡地については、すでに所有権が都市基盤整備公団に移り、土地自体も引き渡されています。区の防災公園の暫定公開の整備も始まっていますが、この土壌と地下水の問題についてご報告いたします。            資料 - 4 により説明。            「S-4」と表頭に書かれた表がトリクロロエチレンとシス-ジクロロエチレンについて、これまで月1回の割合でモニタリングを行ってきた結果ですが、今年に入って、特に2月、3月、4月辺りで上昇の傾向が見られます。日産と都市基盤整備公団、区との間で一定の取り決めをしており、それに従って浄化工事が発動されることとなります。            「原位置化学酸化法による地下水浄化」ですが、これまで土地の引き渡しが行われるまでは、あの敷地内に大きな水処理プラントがあり、かなり容量の大きな水を汲み上げて浄</p>

環境課長	<p>化をしていました。いまはすでに一部整備工事に入ったりしていますので、大きな容量の水を汲み上げて浄化するという方法がとれません。少しずつ汲み上げることは可能ですが、浄化する効果としては限定的だということで、今回は酸化材料を直接汚染源に投入する。原位置というのはその場でという意味です。</p> <p>続きまして資料 - 5「杉並区地域省エネルギービジョンの策定について」に移りたいと思います。</p> <p>資料 - 5により説明。</p>
会長 K委員	<p>では、資料 - 3についてご質問、ご意見をいただきたいと思います。</p> <p>この結果を受けて行政的にはどんな対応をされるのでしょうか。例えば、被害者に対する都などの対応ですが。</p>
環境課長	<p>裁定そのものは平成8年4月から8月ごろまでの施設にかかる化学物質の排出、それに基づく健康被害を認定しているわけです。したがって、まず東京都において、裁定の内容を尊重して、今後、医師、弁護士を含む検討組織を作り、対応方針を決定するとお聞きしています。間もなくその委員会が立ち上がるのではないかと考えておりますが、その上で健康被害を受けた方々へ対応していくと考えています。</p>
L委員	<p>杉並区としては、ここに書いてあるように、環境モニタリング調査や健康相談をいままでどおり続けていくということですね。</p>
環境課長	<p>そのとおりです。区長の談話にもありますように、今後も引き続き環境モニタリング調査を続けて、健康相談の窓口ももちろん開かれているということです。</p>
会長	<p>資料 - 4のご意見がありましたらお願いいたします。</p>
L委員	<p>素朴な質問ですが、シス-ジクロロエチレンというのは、どういう健康被害があるのでしょうか。</p>
環境課長	<p>慢性的には肝障害なども引き起こすと言われております。それと揮発性物質として神経系に作用するというので、急性ではシビレなども引き起こすと考えられています。</p>
F委員	<p>この図面のH-3を見ますと、c-DCEに赤字と青字があって、環境基準の3倍とか10倍とかあったということですが、H-3とはどういう関係なのでしょう。</p>
環境課長	<p>確かに平成14年4月、5月、6月の傾向を見ますと、環境基準値の10倍を超えている状況ですが、区と日産、都市基盤整備公団の3者の覚え書に従いますと、環境基準値の10倍を超えて、なおかつ、上昇傾向が認められるときに浄化措置を発動するという考え方になっています。いまのところ確かに10倍を超えていることは軽視できないのですが、0.92から0.79、0.65と低減しているということで、こちらのほうの浄化措置を発動するには至っていないということです。</p>
K委員	<p>この様子を見ますと、土壌にかなり物質が付着しているのではないかと思います。ですから、雨が降ると地下水の汚染がひどくなるという現象が出ます。そういう意味では土のほうを監視する必要があるのではないかと思います。</p>
環境課長	<p>土壌浄化工事については、全敷地を30mのメッシュに切って、その1つ1つについて</p>

	<p>モニタリングをした上で、重金属については土地の除去、揮発性物質についてはその浄化措置という形でやり、揮発性物質が除かれたものについては埋め戻すという非常に大掛かりな工事をしてまいりました。現在残っているとすれば、そこでどうしても取りこぼした部分が全くないとは言えないと思います。総量がどのくらいかは分かりませんが、地下水にこれだけ出てきていること自体が、長い目で見ると、自然の浄化になっているとも考えられますので、きちんとモニタリングをしながら、必要に応じて今回のように浄化措置を当面は講じていきたいと考えています。</p>
J委員	<p>H-3の井戸と先ほど説明があったS-4の井戸が一度汚染が下がりますね。下がっているところの日付で言うと、少し重なっていて、その後また戻しているというのには何か予想される理由はあるのですか。もう1点ですが、次の頁に井戸の「観測井の新設」というのがありますが、それはどの場所の位置の井戸が分かりますか。</p>
環境課長	<p>地中のことなので定かには分かりませんが、例えば梅雨期を過ぎて水位との関係があるかもしれません。全般的にトリクロロエチレンが土の中で次第にシス-ジクロロエチレンに移り変わっていくということがありますので、トリクロロエチレンがだんだん浄化されていくに従って、たぶんシス-ジクロロエチレンもそれに遅れて濃度が下がっていくと、一応予測はしています。</p>
	<p>観測井の位置ですが、「地下水質調査結果」の図面には落ちておりません。落ちていませんが、大体S-4から表に向かって線が伸びていますが、大体この延長上に2カ所掘るといことで、DW-17と敷地境界とのちょうど中間ぐらいの位置に2つ目の井戸、いちばん東側の井戸がくるような位置になります。</p>
会長	<p>資料-5のご質問、ご意見をどうぞ。</p>
会長	<p>1年間で実態と計画というか、構想だと思いますが、将来的なビジョンを両方やるというのは、すごく大変なことだと思いますが、スケジュール的には、内容的にも可能なのでしょうか。</p>
環境課長	<p>おっしゃるとおり、2カ年でやる流儀もあります。ただ、補助金の採択がちょうど6月に決まりました。今回は確かに全体的には緩やかな日程ではありませんが、頑張っ年明けには策定したいと考えています。</p>
会長	<p>ドイツとかヨーロッパには温室効果ガスをコントロールする自治体連合というものもあって、EUがかなり入っているのがあります。例えば、庁内、個人の家庭中心のもの、業務商業、工業、産業的なもの、それから交通というように分けて、現在どのくらい排出されていて、将来何パーセントを削減するのだという、合理的というか、説得力のあるものを出してくるのですが、既存のレポートはどういう出し方ですか。</p>
環境課長	<p>まず杉並区内を考えるとときに、大きな産業と言えるものがないので、民生家庭部門の比重が非常に高い。次に運輸部門というように想定しています。既存の統計データが使えるものについては、もちろんそれを使っていくということで、特に民生家庭部門などについては、ほとんど電力量、ガス、水道などで把握できると考えています。世帯によってかなり違うと思いますので、その辺りはアンケート調査で補っていききたいと考えています。ほかにどうしても実態的に調査しないと分からない部分もありますが、そ</p>

F委員	<p>これは調査機関の協力も得て、できる限り正確なものを把握していきたいと考えています。</p> <p>毎年年末になるとイルミネーションでクリスマスツリーなどもやっていますが、世の中を明るくする文化の面と省エネルギーの面についてとか、議論していただく必要があるのではないかと思います。電力消費量が低迷しているので、景気回復はまだという報道がありました。そのようなことと省エネルギーはどういう関係があるのか。国あるいは社会全体というのは共通の理解がないと思うのですが、こういう点についても、この審議会でご検討いただければ有難いと思います。</p>
環境課長	<p>そのようにご意見を参考にさせていただきたいと思います。</p>
L委員	<p>実態調査と削減目標で、運輸部門が入るといことですが、いままでは自動車公害は東京都の管轄だということ、いつも別にしてということが何十年来続けられてきたわけです。杉並区の削減、省エネルギービジョンに自動車の排ガスの削減計画も入ると受け取ってよしいのでしょうか。</p>
環境課長	<p>根本的には温室効果ガス排出の抑制という形になりますので、当然運輸部門で、自動車に限りませんが、自動車も大きい割合を占めます。排ガスの規制、より低公害な自動車への転換ということも、結論から出てくる行動計画の中には入ってくると思います。</p>
会長	<p>審議会にはこの調査が終わった時点でご報告があるということですか。</p>
環境課長	<p>各段階で、例えば区内の排出源別の温室効果ガスの排出量などという実態がある程度固まってまいりましたら、その時点でご報告させていただきたいと思います。</p>
会長	<p>分かりました。京都議定書もちろんですが、環境基本計画の改定の問題も関係があるだろうし、いろいろな対策とのかかわり合いがすごくかかわってくると思います。大変でしょうが、ご努力されて、なおかつ、また逐次ご報告いただければ私どもとしても幸いです。</p>
会長	<p>資料 - 6をお願いいたします。</p>
公園緑地課長	<p>このたび、検討結果がまとまり、報告書が先月の 18 日、区長に丸田会長から提出されました。その内容についてお知らせしたいと思います。</p>
会長	<p>資料 - 6 により説明。</p> <p>私も関係させていただきましたので、一言だけコメントさせていただきます。</p> <p>公有地のみどりというか公園については、従来からの公園緑地課が主務担当になりますが、杉並独自の民有地のみどりというか、例えば屋敷林などもありますし、そういったものがどんどん減り続けています。民有のみどりをどのようにして保全し、また今後増やしていくのかというところにポイントが 1 つあると思います。</p> <p>基金の集め方についても、今回の場合は、できましたら区民のご賛同も得て基金に加えていきたいというようなこと。3 点目には、集めながら使いたいということです。使い道については、3 つのステージに分けているというの、特色ではないかと思います。</p> <p>何かご質問、ご意見ございますか。</p>
K委員	<p>役所として、どのくらい出資することを考えられているのでしょうか。それから、一般の民間事業者、そういう所からどのくらい集めたいと考えているか、そういう人たちに、どういうメリットを与えるのか、その辺のことをお聞かせください。</p>

公園緑地課長	<p>いまの計画では、今年1,000万計上していきたいというふうに考えております。今度の9月の議会に条例提案を提出するとともに、補正予算についてもお願いしていきたいと考えております。全体の目標額としては、計画上は5億円というような形になっていますが、今後、この基金のPRとか、区民の皆様お一人おひとりに、いろんな場を通じてお話をし、進めていきたいと考えております。</p>
会長	<p>「一定規模以上の開発等に関する報告」ということで、6件予定されております。資料-7から資料-11までお願いいたします。</p>
建築課長	<p>資料-7により説明。杉並と中野に地域がまたがっていて、中野のほうの面積が大きいものですから、「(仮称)新中野プロジェクト」という名称を使っているものと思われます。</p>
開発・調整担当課長	<p>資料-8により説明。          公共施設の整備としては、道路の整備ということで、周辺道路の拡幅を行っております。また、「提供緑地」ということで、3%の緑地を提供しておりますが、これは杉並区のほうに帰属することになり、図面で見ると「区境」というふうに表示が入っていると思います。当該地については、高台にありますので、4、5mの段差があって、この所について、擁壁の工事をいたします。関連として、道路の拡幅とともに、歩道状空地の設置等を行っています。</p>
公園緑地課長	<p>資料-9により説明。</p>
公園緑地課長	<p>資料-10により説明。</p>
公園緑地課長	<p>資料-11により説明。          全体が、既存樹木がかなり多いので、全体としては随分緑化がされているということですが、今後、接道部についてはなるべく緑化していただくようお願いしているところです。</p>
会長	<p>最初に、「新中野プロジェクト」の資料-7、8、9、一括してご質問、ご意見ございますか。</p>
A委員	<p>杉並区に帰属する「提供緑地」というのがありますね。これは、区のどういう施設になるのですか。</p>
公園緑地課長	<p>区立公園という位置づけになります。面積は216㎡です。</p>
会長	<p>参考までに、中野区のような緑化にかかわるいろんな条例というのは、また別にもっているのですか。</p>
公園緑地課長	<p>中野区ももっております。300㎡以上の敷地については、緑化指導をする。ただし、1,000㎡を超えると、都の基準に従って中野区ではやっているということです。私どもは、都とは違う杉並バージョンでやらせていただいております。</p>
会長	<p>申請者がそれに対応して図面を書くということですね。</p>

公園緑地課長	はい、そうです。
会長	資料 - 10、資料 - 11について、ご質問、ご意見ございますか。
L委員	「高千穂学園の緑化計画」ですが、接道部緑化については、既存の塀があるからといっても、いくらでも方法はあると思いますので、勝木先生もいらしゃることでし、是非接道部緑化を進めていただきたいと思います。
G委員	高千穂学園の塀があるというのは、図面でいうと、どこの部分ですか。
公園緑地課長	公道に面している部分、この図面でいうと、ちょうど西側と南側に当たりますが、この部分が塀で囲まれている。そういう所を、生垣のようなもの、もしくはフェンスのようなものに緑化をしていただきたいと思いますというのが私どもの考えですが、学校としても、治安上の問題等もあって、すぐには難しいということだろうと思います。
G委員	新中野プロジェクトの、区立公園になる部分で、擁壁との境目の所、かなり高さの差があるのですか。
開発・調整担当課長	先ほど4、5mの差がありますと申し上げましたのは、図面の下のほうに、狭い道路があります。「開発に伴う歩道状拡幅部分」という表示があります。ここところが、波形状になっていて、ここから4、5mの宅地の地盤が形成されるということになります。 なお、地藏堂の辺りについては、4、5mではなく、この図面で見いただくと、小さい字があるのですが、約70cmくらい上がっているような状況になっています。わずかに階段がつく状況になっています。
G委員	壁面ですが、せつかくなら、壁面緑化をしてもらおうとか、そういう話はないのでしょうか。
公園緑地課長	まだ公園の詳細については、これから詰めていくということですので、いまのお話を私どもも要望として承って、開発側と相談していきたいと考えております。
会長	「一定規模以上の開発等に関する報告」は、ご承認を得たということにいたします。
会長	資料 - 2についてご報告を承って、それから議論させていただきたいと思います。
部会長	第1回の部会を3月19日に、部会員10名で行って、7月12日まで、計8回の部会を開催しました。ポイントを3点に絞って申し上げてみたいと思います。 現代の環境問題は、環境を享受する者と、環境に負荷を与える者とが、ほぼ同一です。つまり、同じ区民であるということに、大きな特徴があるかと思えます。環境先進都市といえる条件のうち、最大のものは、1人でも多くの住民が環境問題を正しく認識して、環境の改善につながる行動を日常の中で実践していくということではないかと思えます。そのための計画でありたいというふうに考えました。 次に、「5つの基本目標」というのがありますが、基本的には、いままでのものと変える必要はないかというふうに考えました。しかし、現実的に、対応策が急がれる問題というものが、従来の基本計画よりも明確に認識されております。現実化した地球環境問題への対応、自然循環型社会への変革、有害化学物質対策、さまざまな生き物が生息できるようなみどりや水のネットワークが、区全体に醸成されること。区民、事業者、区がNPOの参画も得て、ともに考え、身近な所から気楽に行動できるような場を設けることなどで



<p>環境課長</p>	<p>す。</p> <p>最後に、区民、事業者並びに区が、ともに手を携えて取り組むべき挑戦、あるいは戦略プログラムを4つの課題として選びました。私たち区民にとって、これから具体的に何を行うのかをわかりやすく示すことが必要だと考えたからです。これらの中には、年限の定められないものもありますが、できるものは周到な検討を前提として、目標年次と目標数値を示すことを望んでおります。</p> <p>資料 - 2 により説明。</p> <p>7頁に、新しい計画の5つの基本目標が提案されていますが、第1番の「持続可能な発展のあるまちをつくる」、これは大変恐れ入りますが、表現としてはほぼ同じことなのですが、「持続的発展が可能なまちをつくる」ということで、資料のほうではそういう表現になっています。これはご論議もあるかと思いますが、いずれかに統一させていただきます。この1番目の基本目標は、現行計画の5番目に相当するものです。これは「地球環境に配慮する資源循環型のまちをつくる」ということで、もちろん資源循環型のまちとか、地球環境への配慮というものが落ちるわけではありませんが、「持続的発展が可能なまち」という表現にまとめさせていただいているということです。</p> <p>2点目の「健康と暮らしの安全を守るまちをつくる」ですが、これは現行計画の4番目の「公害のないさわやかなまちをつくる」に相当するものです。本文にもありましたように、「健康」と「安全」ということをキーワードとして、目標、施策の再編をしていくということです。</p> <p>3番目の「自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちをつくる」、これについては現行の2番目の基本目標、「みどりや花を育て、自然を守るまちをつくる」に相当するものです。</p> <p>4番目の「魅力ある快適なまちなみのまちをつくる」、これは結果的には現行計画の3番目の目標と同じ表現になっております。</p> <p>5番目は「区民、事業者、区が、ともに環境を考え、行動するまちをつくる」、これはいずれにしても非常に重要な問題ですので、最初に論ずるか、最後にすべての基本目標を支えるような形で論ずるかということで、ここではいちばん最後にあり、現行の基本目標と違うところは、「行動する」という言葉が入っております。現在は「区民、事業者、区が、ともに環境を考えるまちをつくる」となっておりますが、「考え行動するまちをつくる」という表現になっております。</p> <p>資料 - 2 の2 により説明。</p> <p>これは基本的に現行環境基本計画にあるような施策を中心としながら、本文で、いま報告したような考え方に基づいて、ご提案としてこういう基本目標と施策を検討するようにという体系図といいますが、そういうものをいただいております。今回、特に新しくご提案いただいたものだけをご紹介させていただきたいと思っております。</p> <p>1頁の「地球温暖化防止の取組み」というものが(1)にあります。これは項目としては新しいものです。その下の・「地域省エネルギービジョンの策定及び区民、事業者、行政の協働の推進」、ここが新しい項目です。その下の「省エネ推進委員会によるマネジメント」が新しい項目です。(1)の中では下から2番目の「自然エネルギーの活用」が</p>
-------------	---

新項目です。それから2つ上がって、「省資源・省エネルギー型民間建築物への誘導・支援」とありますが、「複層ガラスの普及」というご提案をいただいておりますので、ここについては新しい項目ということです。

(2)の「循環型社会を目指す取組み」の中では、先ほどのご報告にもありましたように、「ごみの減量に取り組むとともに」ということが新しく加えられまして、下から3つ、「生ごみ排出の工夫によるカラス対策」あるいは「落葉及び生ごみのコンポスト化」「剪定枝の有効活用」などが新しい、あるいは既存の項目に少し見直しを加えた部分です。

2頁の大きい基本目標2の「健康と暮らしの安全を守るまちをつくる」の中では(1)では「ダイオキシン排出の減少への取組み」、「PRTTR制度の徹底」、「データの分かりやすい公表」、その下の「シックハウス、シックスクール等の対策」、4つ目の大きな「健康相談の支援」、これが新項目です

(2)の大气への負荷を減少させる取組みの中では、下から2つ、低公害車の導入補助と南北公共交通の検討が新項目です。

3頁では(3)の「水質の汚濁を防ぐ取組み」とありますが、この項目の中のいちばん下、「川への汚物流入を防ぐ方策の検討」が新項目です。

4頁の(1)「連続したみどりを保全・創出する取組み」という形でまとめさせていただきませんが、項目としてはこれが新しい項目です。

5頁の(2)「生態系の調査の取組み」。これは生態系についてはいろいろなご議論があり、例えばヒマラヤ山脈のような意味で、生物多様性とか、遺伝子を変えていくぐらいのスケールの大きな生態系ととらえると、杉並区内では生態系がどれかというお話もありましたが、ここでは生態系の調査の取組み。それから「みどりに親しめる取組み」の中では、「和田堀公園ひょうたん池にカワセミを呼び戻せる環境をつくる」などという項目もあります。この項目がそのまま計画項目にはなりにくい項目ではありますが、できるだけこれを活かしていくと考えております。

6頁については、「区民、事業者、行政がひとつになってまちのクリーン化に取り組む」ということが新しい項目です。

7頁では「環境審議会による環境基本計画の進捗状況確認」、その3行下の「インターネットの活用による情報提供、意見募集、意見表明」、いちばん下の「杉並区地球温暖化対策実行計画の推進」、これは意味としては事業所としての区役所に限られたものと、杉並区という地域全体の温暖化防止計画というものも今後つくるわけですが、ここで言っているほうは、事業者としての区役所の推進ですので、これは過去にこの当審議会でもご報告いたしました区役所としての実行計画の推進を指しております。それを策定したので今回入れております。9頁では、環境基本計画を改定する、まさにこの時期に当たって、いま取り組むべき課題は何かということでご議論をいただきました。

感想とかご意見、ご質問、よろしくお願いたします。

報告書の6頁、「公害のないさわやかなまち」。これから自転車などへの移行を進めるためということでこの整備等書かかれていますが、いまサイクルアクションプログラムというのが作られています。それと、廃棄物のことについては一般廃棄物処理基本計画がこれからできるというようなこと、いろいろな計画がある中で、この環境基本計画との関連性、リ

会長  
C委員

環境課長	<p>ンクというものはどのように考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。</p> <p>基本的にはそういう計画と整合性をとっている。これは環境基本計画ですので、仮に環境基本計画を中心に置きますと、いまご指摘のありました一般廃棄物処理基本計画であるとか、今後正式に策定されるサイクルアクションプラン、あるいは「まちなみ」のところに着目すれば、まちづくり基本方針というものが周辺にあって、それとの整合性をとっていく。大きな考え方、中核になる施策については、こちらのほうに盛り込むという考え方です。</p>
C委員	<p>そういうことであれば体系図のようなものを作っていただけるとすごく分かりやすいかと思います。まず杉並区ですと、21世紀ビジョンがきちんと位置付けられていて、それに付随するそれぞれの個別計画があって、そういう体系図を1つ付けていただけると、もっと具体的で分かりやすくなると思います。</p>
環境課長 O委員	<p>事務局の課題として承らせていただきます。</p> <p>私は委員の中に入っていませんでしたが、私の言いたいことの方がちゃんと入ってありましたので、どうもありがとうございます。</p>
L委員	<p>2頁の「新しい杉並区環境基本計画は、杉並の環境問題を踏まえた計画であることが望ましいと考えます」というところですが、私たちは、杉並の環境問題を踏まえた計画であることは当然だと思っておりますので、望ましいというよりは「環境問題を踏まえた計画であるべきだと考えます」というふうに書きたいという気持ちがあります。1頁の「現状の認識と決意」のところの、「かつて地球は」以下の文章は、非常に格調高くて、初めこの文章は1つの環境基本計画をつくる理念というように受け取っておりました。題名が「現状の認識と課題」ということになると、もう少し杉並の現状認識をここに盛り込んでほしいなという気がしたのです。自分が委員会メンバーなので、後から読み直してそう思ったということなのですが、「21世紀を迎えた今、杉並区はそのことを痛切に感じとり」というところが、一般的な都市交通公害や河川の汚濁云々に対して、痛切に感じ取るだけではなくて、2頁の杉並区の環境問題、光化学スモッグ、ごみ戦争、杉並中継所問題とか、3頁の環状七号線、八号線が縦横に走る住宅都市で、この環境の中で環境先進都市を目指すのは並大抵のことではないという現状認識を、やはり「現状の認識と決意」という、このところに、ちょっと泥くさくなりますが、入れていただきたい。その上で先進都市を決意するのだということにしないと、この「環状七号線、八号線」以下の部分が、単に環境に配慮する人への支援の説明文の中だけに入っているのは、ちょっと不十分だと感じています。自分が検討委員会に入りましたが、読み返してみても思ったことなので、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>私の感想を言わせていただきます。例えばこの中を読んでみましても、自動車を抑制して、自転車を中心にという1例として自転車都市というものもある。その施策は何をやっているのかというと、いままでは不法自転車の道法というのをやっている。ちゃんと安全で安心して乗れる自転車道はやはりほしいし、そういうまちにしたいと思います。このことは都市計画審議会で20年前から杉並区で言っていたことなのですが、まだできていません。区と事業者とももちろん区民と、区民主体のまちづくりということには変わりないのですが、みんなの協力でそれをやらなければならないとなると、環境に対する投資、経済</p>

	<p>投資はみんなが持ち合わなければいけないということになります。どれだけ環境に対しての投資を行うのか、環境問題というのは最終的にはそこにいくと思います。環境先進都市には、ただ処理に追われるだけではなくて、計画論として、もう1歩先を考えていくということも必要なのではないかと思うわけです。いままでの杉並の都市計画というのはどうであったか、そして今後はどうすればいいのか、どうすべきかということを書きのところでもいいし、はじめにでもいいから、それぞれイメージが違うと思うので一般論としても個別論としても必要になってくるのかと思うわけです。あとは浸透性の舗装の問題です。水の循環というのはすごく大事だと思います。生き物との共存というのが杉並区民が求められている最終的なゴールだと思うのです。やはり見た目にもすごく美しいみどり豊かな杉並区。そこには昆虫もいるし、いろいろな野鳥も住んでいる。将来とも生き物が共存できるまちの杉並というイメージのためのそういう水循環です。やはり緑化するというのがヒートアイランドの低減にも役立ってくるわけで、ヒートアイランドの低減に役立つ舗装というのは、あまりにも産業化というか、科学に頼りすぎているのではないかと思うのです。私の感想ですが、多少そういったことも含めてはどうかと思います。</p>
環境課長	<p>本日の部会報告についてご意見があったわけなのですが、部会報告としての修正ということになりますと、部会としては一応論議が終わって確定をしていますので、答申案に向けたご意見と受け取らせていただければ、部会報告については、今日は検討部会報告としてはご了承いただけるかどうかなのです。また、再度環境審議会としてのご答申については、さらにご意見がおありかと思いますので、その点はいかがでしょうか。</p>
F委員	<p>先だっの第8回の部会で、最終のまとめということで山田部会長さんにとりまとめをお願いしたので、審議会にも答申の報告書について、これでお認めいただければありがたいと思います。</p>
会長	<p>ただいまF委員からご提案がございましたが、よろしいですか。 (賛同の声)</p>
会長 環境清掃部副参事	<p>「その他」にまいります。</p> <p>10月に開催される「環境博覧会すぎなみ2002」に先だち、ごみの分別やりサイクルなどの環境配慮行動の重要性をアピールするために実施する環境博覧会イベントについて、ご報告いたします。「広報すぎなみ」7月11日号、第1面の写しをご覧くださいと思います。「阿佐谷七夕まつり」と「東京高円寺阿波おどり大会」において、主催者・来場者の皆様と協働して、環境配慮型イベントの実験を行ってまいります。この試みは多くの方々が来場し、たくさんのごみが出ますイベントを、環境にやさしいものにしていくため、そのきっかけを作っていこうというものです。</p> <p>まず、8月3日から7日まで開催される阿佐谷七夕祭りでは、祭りが終わりますと毎年焼却処分をされていた七夕飾りの竹を、炭や手すきハガキにリサイクルすることを試みます。回収した竹を檜原村に運んでもらいまして、区がこの竹を使っての夏休み親子炭焼き体験教室を、8月23、24日に実施するとともに、竹の葉の入った手すきハガキづくり教室を、8月13日に、杉並区消費者の会の皆様のご協力を得ながら、消費者センターで実施します。また、祭りの会場内にごみ分別のためのスペースを数箇所設置し、来場者の</p>

	<p>手で飲食容器などのごみ分別を行っていただきます。また、祭りの期間中、商店が販売する飲食物の容器について、その一部を発泡トレーなどから紙製容器に変更いたします。さらに、マイバッグ持参の買い物行動を広げるためのマイバックの推進キャンペーンを祭りの中で行っていきます。8月27日、28日の両日開催されます東京高円寺阿波踊り大会でも、同様にごみの分別の徹底とマイバッグキャンペーンを行ってまいります。なお、七夕祭り、阿波踊り大会、それぞれでの環境配慮行動を手伝ってくださる環境ボランティアをこの「広報すぎなみ」7月11日号で募集をしているところです。</p>
会長	何かご質問等はございますか。
G委員	7月11日号の広報で出たわけですが、現在この環境ボランティアの応募状況というのはどんなものでしょうか。
環境清掃部副参事	昨日現在で15名応募がありました。
会長	<p>次回の日程の調整をさせていただきたいと思います。7月29日の月曜日の午前中か、7月30日の火曜日午前中のいずれかにさせていただきたいと思います。皆さんいかがでしょうか。それでは7月30日(火)の午前10時から2時間開かせていただきたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
環境課長	<p>30日に一応ご審議いただけるということになりましたので、ご意見、お気付きの点については、できましたら25日の木曜日までにファックスでも結構ですし、大きな分量でなければお電話でお寄せいただければ、できる限り反映したものを30日にお示ししたいと思います。ただ、実際にはかなり大きなご意見ですと、やはりご審議を経ないで文章にしてしまうのもちょっとはばかられますので、あくまでも答申案として、今日の検討結果報告を基にして、答申を審議していただく上で、ここはこう変えたほうがいい、あるいはここを加えたほうがいいというご意見ということでしたらいただければと思います。もちろん30日のご審議の中で出たご意見については、当審議会の最終的な結論については、そこでまたさらに修正をかけてまいります。</p>
会長	<p>それではよろしくご協力のほどお願いいたします。 これをもちまして閉会にさせていただきます。</p>